

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 78 号	法 規 集	第 3 編 第 1 章
所 管 部 局 室 課	総務部財産管理課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 237 条第 2 項の規定により、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	地方自治法第 237 条第 2 項の規定において、普通地方公共団体の財産及び物品の交換、出資、無償譲渡等は条例又は議会の議決が必要とされているが、条例を定めることにより県有財産の利活用を迅速に行うことができるため、現在でも必要である。	【運用実績】 普通財産の交換 19年度 5件 18年度 6件 17年度 14件 16年度 8件 15年度 5件
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等ができる場合は、公用、公共用、公益の用に供する場合と定めており、これらの事業等の実現に寄与する内容であるため、有効である。	普通財産の無償・減額譲渡 19年度 34件 18年度 24件 17年度 30件 16年度 39件 15年度 21件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	あらかじめ条例を定めることにより、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等の県有財産等の利活用を迅速に行うことができ、効率的である。	普通財産の無償・減額貸付 19年度 402件 18年度 396件 17年度 391件 16年度 352件 15年度 327件
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	地方自治法に基づき、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等を行う場合において、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法の規定に基づく内容になっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年 度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>